

## 膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準の改正について

### 1. これまでの経緯

- 平成 9 年 9 月 5 日及び 24 日に開催された膵臓移植に関する作業班による検討を踏まえ、同年 9 月 29 日に開催された第 7 回公衆衛生審議会成人病難病対策部会臓器移植専門委員会において、膵臓移植レシピエント選択基準が承認された。以降膵臓移植希望者（レシピエント）が膵腎同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から膵臓及び腎臓（2 名の腎臓移植希望者（レシピエント）に提供される場合に限る。）の提供があった場合には、DR 座 1 マッチ以上の HLA 型の適合がある場合、当該待機者に優先的に膵臓及び腎臓が優先的に同時に配分されている。
- 平成 28 年 10 月 31 日に開催された第 45 回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において、20 歳未満の小児提供者（ドナー）から腎臓が提供される場合には、20 歳未満のレシピエントの中から優先的に選択を行い、20 歳未満のレシピエントがいない場合には、20 歳以上のレシピエントの中から選択することが、平成 28 年 10 月 31 日の第 45 回臓器移植委員会です承された。本取扱いは、平成 30 年 3 月 20 日から運用開始されている。

### 2. 同時移植の今後の取扱いについて

- 小児移植希望者（レシピエント）への優先提供という年齢要件と、同時移植という医学的要件のいずれを優先させるかについて、日本膵・膵島移植研究会から年齢要件を優先すべきという意見書が提出された（参考資料 1-3）。本意見書の提案が、平成 30 年 4 月 24 日に開催された膵臓移植の基準等に関する作業班です承された。
- 膵臓移植の基準等に関する作業班での検討を受け、膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準を以下のように変更してはどうか。

膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準（新旧対照表）

改正案	現行
<p>2. 優先順位</p> <p>適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は以下の順に勘案して決定する。</p> <p>（１）～（６）（略）</p> <p>（７）膵腎同時移植と腎臓移植</p> <p>（１）～（６）で選ばれた移植希望者（レシピエント）が膵腎同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から膵臓及び腎臓（２名の腎臓移植希望者（レシピエント）に提供される場合に限る。）の提供があった場合には、当該待機者が腎臓移植待機リスト下位であっても、当該待機者に優先的に膵臓及び腎臓を同時に配分する。</p> <p>ただし、膵腎同時移植の待機者が優先されるのは、DR 座 1 マッチ以上の HLA 型の適合がある場合に限るが、当該待機者が優先すべき親族である場合は、DR 座 2 ミスマッチであっても優先される。</p> <p>なお、選ばれた膵腎同時移植の待機者が優先すべき親族でない場合であって、腎臓移植待機リストで選択された移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族である場合は、当該腎臓移植希望者（レシピエント）が優先される。</p> <p><u>また、臓器提供者（ドナー）が 20 歳未満の場合であって、選ばれた膵腎同時移植の待機者が 20 歳以上であり、腎臓移植待機リストで選択された移植希望者（レシピエント）が 20 歳未満の場合は、当該腎臓移植希望者（レシピエント）が優先される。</u></p> <p>（８）（９）（略）</p>	<p>2. 優先順位</p> <p>適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。</p> <p>（１）～（６）（略）</p> <p>（７）膵腎同時移植と腎臓移植</p> <p>（１）～（６）で選ばれた移植希望者（レシピエント）が膵腎同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から膵臓及び腎臓（２名の腎臓移植希望者（レシピエント）に提供される場合に限る。）の提供があった場合には、当該待機者が腎臓移植待機リスト下位であっても、当該待機者に優先的に膵臓及び腎臓を同時に配分する。</p> <p>ただし、膵腎同時移植の待機者が優先されるのは、DR 座 1 マッチ以上の HLA 型の適合がある場合に限るが、当該待機者が優先すべき親族である場合は、DR 座 2 ミスマッチであっても優先される。</p> <p>なお、選ばれた膵腎同時移植の待機者が優先すべき親族でない場合であって、腎臓移植待機リストで選択された移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族である場合は、当該腎臓移植希望者（レシピエント）が優先される。</p> <p>（８）（９）略</p>